



幼児用補助装置(チャイルドシート)購入助成事業
本市の事業所で幼児用補助装置(チャイルドシート)を購入した方に対して、購入費の一部を助成します。
■対象 購入日において対象の子どもが6歳未満(出産予定2カ月前以内の胎児を含む)で、かつ市内に住所を有すること
■助成額 2チャイルドシート1台につき5000円以内(1人1回限り)
■申請期間 購入日の翌日から起算して6カ月後の月末まで

幼児用補助装置(チャイルドシート)購入助成事業



乳幼児医療費助成制度
小学校就学前までの乳幼児にかかる医療費について、医療保険の自己負担額の全額を助成します。
■対象 本市に居住する小学校就学前までの乳幼児(6歳到達以後の最初の3月31日まで)
■申請に必要なもの 乳幼児の健康保険証・振込口座番号の分かるもの・印鑑(スタンプ印を除く)

すくすくベビー券支給事業
住民登録をした乳児を養育する保護者に、紙おむつ・ミルクなどの関連商品が購入できる「すくすくベビー券」を支給します。
■対象 本市に住民登録をした乳児
■支給額 1万8000円分(1枚15000円の12枚綴り)の「すくすくベビー券」
■支給期間 交付日から乳児が満1歳に至る月まで

乳幼児医療費助成制度

すくすくベビー券支給事業

児童手当

■支給対象となる児童の年齢 小学校修了前(12歳到達後の最初の3月31日まで)
■手当の額 以下は月額です。
▼3歳未満の児童 1万円
▼3歳以上の児童(第1子・第2子) 5000円
▼第3子以降の児童 1万円

育児手当

3人目以上の子どもが生まれた場合など、3歳未満の子どもを養育している家庭に支給します。
■対象 保護者が本市に3カ月以上居住している方で、3人目以上の子どもが生まれた方
■支給額 月額30000円を、2月・6月・10月の月末に支給します。



助成などが受けられます

窓口：本庁子育て支援課および各支所市民生活課



子どもが生まれるまで

窓口：川内保健センター

コウノトリ支援事業(不妊治療費助成)

不妊治療を受ける夫婦の治療に要する費用の一部を助成します。

こしき子宝支援事業(甑地域妊婦健康診査旅費助成)

甑地域の方が、島外での妊婦健診に要する交通費・宿泊費・緊急移送費の一部を助成します。
*甑地域の各支所市民生活課でも申請できます。

妊婦健診助成

妊婦健診を受けるための公費負担受診券(14回分)を交付します。



困ったときに相談できます

窓口：川内保健センター

新生児訪問・家庭訪問

助産師や保健師がご家庭を訪問して、子どもの体重測定やお母さんのお体の調子を伺います。
*電話による相談も行っています。お気軽にご相談を。

母子相談

子どもの発育・発達に関する相談や母乳に関する相談など、保健師・栄養士・歯科衛生士がお話をお伺いします。事前に電話でご予約ください。

**母子保健推進員による
こんにちは赤ちゃん事業**

妊娠・出産したお母さんや子どもがいるご家庭に、電話や直接お伺いして、子育ての話をお伺いします。生後4カ月までの乳児のいるご家庭を全戸訪問します。

薩摩川内の子どもたち

健やかに育て

本市では、安心して子どもを産み育てられるように、いろいろな視点から子育て支援を行っています。現在、子育て中のお父さんお母さん、また、出産を間近に控えたお母さん、妊娠に関する相談、不安なことや知りたいこと、一人で悩まずに、まずは相談してみませんか。

一人で悩まなくていいよー

